資　料

１　西東京市地域自立支援協議会設置要綱

第１　設置

　障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 77 条第１項第１号の規定により実施する地域生活支援事業（以下「相談支援事業」という。）をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たすことを目的として、西東京市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

第２　所掌事項

　協議会は、次に掲げる事項について調査、協議及び評価を行い、その結果を市長に報告するものとする。

(1) 相談支援事業に係る中立・公平性の確保及び困難事例等への対応に関すること。

(2) 障害者福祉の計画に関すること。

(3) その他障害福祉施策に関して市長が必要と認めること。

第３　組織

　協議会は、委員10人以内をもって組織する。

(1) 学識経験者　２人以内

(2) 保健及び医療関係者　３人以内

(3) 障害者施設関係者　５人以内

第４　任期

　委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第５　構成

　協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　会長は、協議会を主宰し、会議の議長となる。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

第６　会議

　協議会の会議は、会長が招集する。

２　協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

第７　作業部会

　協議会は、作業部会を置くことができる。

２　作業部会に関し必要な事項は、別に定める。

第８　関係者の出席

　会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に関係者の出席を求め、意見等の聴取をすることができる。

第９　庶務

　協議会の庶務は、保健福祉部障害福祉課において処理する。

第10　委任

　この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成 19 年５月 24 日から施行する。

２　西東京市地域自立支援協議会等委員名簿

西東京市地域自立支援協議会委員名簿

	区分	氏名	所属等	備考
1	学識経験者	奥野　英子	筑波大学大学院人間総合科学研究科教授	◎
2		高橋　幸三郎	東京家政学院大学人文学部准教授	
3	保健及び医療関係者	山田　雄飛	山田病院　理事長・院長	
4		松島　郁子	東京都多摩小平保健所　副参事（地域保健推進担当）	20年5月～
5		近藤　久美子	緑成会病院　医療ソーシャルワーカー	○
6	障害者施設関係者	駒村　健二	どろんこ作業所所長（身体障害者施設）	
7		山本　恵子	第二さくらの園施設長（知的障害者施設）	
8		白倉　悦子	たなし工房指導員（精神障害者施設）	
9		福田　陽子	西東京市保谷障害者福祉センター非常勤職員（作業療法士）	
10		相川　景子	ﾊﾝﾃﾞｨｷｬｯﾌﾟｻﾎﾟｰﾄｳｰﾉの会　副理事長	

※　◎は会長、○は副会長

西東京市障害者基本計画策定作業部会委員

	区　分	氏　名	所　属　等	備考
1	学識経験者	奥野　英子	筑波大学大学院人間総合科学研究科教授	◎
2		高橋　幸三郎	東京家政学院大学人文学部准教授	
3	保健及び医療関係者	山田　雄飛	山田病院　理事長・院長	
4		松島　郁子	東京都多摩小平保健所　副参事（地域保健推進担当）	20年5月～
5	障害者施設関係者	駒村　健二	どろんこ作業所所長（身体障害者施設）	
6	協力委員	齋藤　睦	西東京市社会福祉協議会　総務課長	
7		丸木　敦	西東京市社会福祉協議会　地域福祉課長	
8		早矢仕　のり	西東京市民生児童委員連絡協議会 障がい福祉部会・部長	
9		高橋　香代子	西東京市民生児童委員連絡協議会 障がい福祉部会・副部長	

※　◎は部会長

第２期西東京市障害福祉計画策定作業部会委員

	区　分	氏　名	所　属　等	備考
1	保健及び医療関係者	近藤　久美子	緑成会病院　医療ソーシャルワーカー	◎
2	障害者施設関係者	山本　恵子	第二さくらの園施設長（知的障害者施設）	
3		白倉　悦子	たなし工房指導員（精神障害者施設）	
4		福田　陽子	西東京市保谷障害者福祉センター非常勤職員（作業療法士）	
5		相川　景子	ﾊﾝﾃﾞｨｷｬｯﾌﾟｻﾎﾟｰﾄｳｰﾉの会　副理事長	
6	協力委員	速水　和子	おかし工房マーブル	
7		田中　みよ子	第二さくらの園	
8		駒村　健二	どろんこ作業所所長（身体障害者施設）	
9		國井　良彦	支援センター・ハーモニー	

※　◎は部会長

３　計画策定の経過

日　付	内　容
平成 20 年 5 月 21 日	第１回西東京市地域自立支援協議会 (1) 本年度の地域自立支援協議会の進め方等について (2) 西東京市障害者基本計画及び西東京市障害福祉計画の策定方法等について
7 月 10 日	第２回西東京市地域自立支援協議会 (1) 困難事例について (2) アンケート調査項目について (3) ヒアリング項目について (4) 相談支援体制について
7 月 22 日	第１回西東京市障害福祉計画策定作業部会 (1) 会議の進め方について (2) 計画策定の視点について (3) 検討事項の確認について (4) 計画策定に伴うヒアリング項目の確認について
7 月 24 日	第１回西東京市障害者基本計画策定作業部会 (1) 計画策定の進め方について (2) 協力委員の参加方法について (3) 計画策定の視点について (4) ヒアリング項目の確認について
7 月～8 月	障害者団体等ヒアリングの実施（市内で活動する７団体）
8 月～9 月	アンケート調査の実施 （身体障害者 2,300 人、知的障害者 400 人、精神障害者 300 人）
8 月 5 日	第２回西東京市障害者基本計画策定作業部会 (1) 計画策定の視点について (2) 計画策定の方向性について
8 月 8 日	第２回西東京市障害福祉計画策定作業部会 (1) 施設の新体系への移行体制づくりについて
8 月 18 日	第３回西東京市障害福祉計画策定作業部会 (1) 施設の新体系への移行体制づくりについて
8 月 21 日	第３回西東京市障害者基本計画策定作業部会 (1) 計画策定の方向性について
9 月 4 日	第４回西東京市障害福祉計画策定作業部会 (1) 計画の基本的な視点について (2) 地域生活支援事業について
9 月 25 日	第３回西東京市地域自立支援協議会 (1) 計画策定についての経過報告 (2) 相談支援体制について
10 月 28 日	第４回西東京市障害者基本計画策定作業部会 (1) 計画策定の視点の文章化について
10 月 30 日	第５回西東京市障害福祉計画策定作業部会 (1) 計画策定の視点の文章化について (2) 新体系への移行に対する支援の方向性（案）について
11 月 20 日	第５回西東京市障害者基本計画策定作業部会 (1) 西東京市障害者基本計画（素案）について

日　付	内　容
11 月 25 日	第４回西東京市地域自立支援協議会 (1) 西東京市障害者基本計画・第２期西東京市障害福祉計画について (2) 行政評価対象事業について (3) 相談支援体制について
12 月 3 日	第６回西東京市障害福祉計画策定作業部会 (1) 第２期障害福祉計画（素案）について
12 月 5 日	第５回西東京市地域自立支援協議会 (1) 西東京市障害者基本計画・第２期西東京市障害福祉計画（素案）について (2) その他
12 月 9 日	講演会 「どうする!西東京市の障害者支援　これからの相談支援について」 講師　福岡　寿氏
	パブリックコメントの実施 意見提出件数　21 件（７人） 平成 20 年 12 月 15 日～平成 21 年 1 月 14 日
平成 21 年 2 月 27 日	第６回西東京市地域自立支援協議会 (1) 西東京市障害者基本計画・第２期西東京市障害福祉計画の確定について (2) 地域自立支援協議会の役割について (3) 次年度の検討課題について (4) その他

４　用語の説明

あ行

ＡＬＳ（筋萎縮性側索硬化症）

Amyotrophic lateral sclerosis の略で、重篤な筋肉の萎縮と筋力低下をきたす神経変性疾患。純粋に運動神経のみが侵され、感覚神経や自律神経など、他の系統の神経は侵されない。

ＮＰＯ

継続的、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体。

か行

ケアマネジメント

援助を必要としている人に対して、地域のさまざまな社会資源、サービス等の提供を管理し、ニーズを満たすようにする方法。

権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な障害者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの獲得を行うこと。

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）

平成 18 年 6 月に成立し、同年 12 月から施行されました。これにより、当事者の参画による基本構想の策定や、公共交通機関、道路、建築物のみならず、都市公園、路外駐車場を含め、障害のある人等が日常生活等において利用する施設や経路を一体的にとらえた総合的なバリアフリー化の推進が図られることとなりました。

さ行

成年後見制度

知的障害、精神障害、認知症などにより、判断能力が不十分な成年者の財産や権利を保護するための制度。

な行

ノーマライゼーション

障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマル（あたりまえ）であるという考え方。

は行

人にやさしいまちづくり条例

西東京市では、高齢者、障害者、大人も子供もすべての市民の社会的自立や社会参加を容易にし、住み慣れた地域で豊かな生活ができるように、平成 19 年 12 月「西東京市人にやさしいまちづくり条例」を制定しました。（条例施行日　平成 20 年 4 月 1 日）

５　アンケート調査結果概要

※　詳細な調査結果は、「西東京市障害者基本計画・第２期西東京市障害福祉計画策定のためのアンケート調査　報告書」をご覧ください。

１　調査概要

（１）調査対象

平成 20 年 6 月 1 日現在の身体障害者手帳所持者、愛の手帳（療育手帳）所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者から、合計 3,000 名を無作為抽出した。抽出率は、各手帳所持者の概ね 50%程度を目安とした。

	身体障害者手帳	愛の手帳（療育手帳）	精神障害者保健福祉手帳
手帳所持者数	4,719	869	585
抽出数	2,300	400	300
抽出率	48.7%	46.0%	51.3%

（２）調査時期

平成 20 年 8 月～9 月

（３）調査方法

郵送配付・郵送回収

（４）回収状況

	対象者数	回収数	有効回収数	有効回収率
身体障害者	2,300	1,208	1,206	52.4%
知的障害者	300	160	160	53.3%
精神障害者	400	179	179	44.8%
合計	3,000	1,547	1,545	51.5%

２　主な調査結果

（１）介助・援助の状況

①　主な介助・援助者

身体障害者の約６割、知的障害者の約８割、精神障害者の約８割は、ふだん何らかの介助・援助を受けている。その際の主な介助・援助者は、身体障害者では「配偶者」、知的障害者と精神障害者では「父、母」が最も大きい割合を占める。

②　介助・援助を受けている場面

具体的に介助・援助を受けている場面としては、身体障害者と知的障害者では「外出するとき」が最も多いが、精神障害者では「食事のしたく」が最も多い。

③ 介助・援助者が不在のときに希望する対応

主な介助･援助の不在時に希望する対応としては、身体障害者では「ホームヘルプサービスを利用したい」、知的障害者と精神障害者では「同居している他の家族に頼みたい」が最も多い。

④ 必要とする手助けを受けられているか（精神障害者のみ）

精神障害者の約半数は、ふだんの生活の中で「必要とする手助けは受けられている」と考えているが、約16%の人は「必要だが、受けられていない手助けがある」と回答している。

（２）日中の過ごし方

① 日中の主な過ごし方／場所

主な日中の過ごし方としては、身体障害者と精神障害者では「自宅にいる」人が最も多く、知的障害者では「働いている（授産施設、福祉作業所なども含む）」人が最も多くなっている。

（３）教育について

① 通園・通学先

現在、通園･通学している知的障害者の通学先は、特別支援学校が約5割、特別支援学級が約2割

② 通園・通学していて困っていること

通園･通学していて困っていることとしては、身体障害者では「介助体制が十分でない」こと、知的障害者では「通うのがたいへん」なことが最も多くあげられている。

③ 学校教育に望むこと

学校教育に望むこととしては、身体障害者では「就学相談や進路相談など相談体制を充実させてほしい」をあげる人が最も多く、知的障害者では「自分に合った教え方をしてほしい（能力や障害の状況に合った指導をしてほしい）」をあげる人が最も多い。

（４）雇用・就労について

① 就労形態

現在、働いている人の就労形態をみると、身体障害者では「会社･団体等の正規の職員、役員」が最も多く、知的障害者と精神障害者では「授産施設、または福祉作業所」が最も多い。

② １年間の就労収入

1年間の就労収入は、身体障害者では「100万円～400万円未満」が約4割、知的障害者では20万円未満が約6割、精神障害者では20万円未満が6割弱となっている。

③ 仕事をする上での不安や不満

仕事をする上での不安や不満としては、3障害とも「収入が少ない」ことが最も多くあげられている。次いで、身体障害者では「通勤がたいへん」、知的障害者では「自分にあった内容の仕事がない」、精神障害者では「職場での人間関係が難しい」ことが多くあげられている。

④ 今後の就労意向

現在は働いていないが、今後は働きたいと思っている人の割合は、身体障害者では8.7%（20代～50代では35.1%）、知的障害者では13.3%、精神障害者では28.2%

⑤ 希望する就労形態

現在働いていないが今後働きたいと思っている人が希望する就労形態は、身体障害者では「臨時、日雇い、パート、嘱託等」が最も多く、精神障害者では「会社･団体等の正規の職員、役員」が最も多くなっている。

⑥ 働くために整っていることが大切だと思う環境

働くために大切な環境としては、身体障害者と精神障害者では「健康状態にあわせた働き方ができること」が最も多くあげられ、知的障害者では「障害のある人に適した仕事があること」が最も多くあげられている。

（５）外出や社会参加の状況

① 外出頻度

知的障害者では「ほとんど外出しない」人は2.2%と少ないが、身体障害者と精神障害者では、「ほとんど外出しない」人が7%以上みられる。

② 外出の際に困っていること

外出の際に困っていることとしては、身体障害者では「歩道が狭く、道路に段差が多い」、知的障害者では「まわりの人と話すのがむずかしい」、精神障害者では「他人の視線が気になる」をあげる人がそれぞれ最も多い。

③ 最近の活動状況

身体障害者の4人に1人、精神障害者の5人に1人は、最近、買い物や旅行などの活動を「特に何もしていない」と回答

④ 今後、希望する活動

今後、してみたい活動としては、3障害とも「旅行」をあげる人が最も多い。なお、1割～2割の人は、今後「特に活動したくない」と回答

⑤ 活動に参加するために必要な支援

希望する活動に参加するために必要な支援として最も多くあげられているのは、身体障害者では「活動する場が近くにあること」、知的障害者では「介助者･援助者がいること」、精神障害者では「一緒に行く仲間がいること」と「活動する場所が近くにあること」

⑥ 近所とのつきあいの状況

近所とのつきあいを「ほとんど行っていない」人の割合は、身体障害者と知的障害者では1割前後だが、精神障害者では4人に1人が「ほとんど行っていない」と回答

（６）健康状態や医療について

① 最近の健康状態

身体障害者の約6割、知的障害者の約2割、精神障害者の8割強が、現在、通院中

② 過去１年間の健康診断（健康診査）の受診状況

身体障害者の約2割、知的障害者の1割強、精神障害者の4割強が、過去1年間に健康診断（健康診査）を受けていない。

③ 在宅歯科診療の認知状況

西東京市歯科医師会が実施している在宅歯科診療を「知っている」人は、身体障害者では約

3割、知的障害者では約2割、精神障害者では1割強

④ 在宅歯科診療の利用意向
身体障害者の 4.7%(57 人)、知的障害者の 2.2%(4 人)、精神障害者の 6.3%(10 人)は、在宅歯科診療を「すぐに利用したい」と回答

⑤ 健康管理・医療について困ったことや不便なこと
健康管理・医療について困ったことや不便なこととしては、3障害とも「医療費の負担が大きい」ことをあげる人が最も多いが、知的障害者では同率で「障害のために症状が正確に伝わらず、必要な治療が受けられない」ことがあげられている。

（７）相談や情報入手について

① 悩みごとや心配ごとの相談先（家族・親せき以外）
身体障害者と知的障害者では、「友人・知人」に相談することが最も多い。精神障害者では、「病院・診療所」が最も多い。また、身体障害者の 7.0%、知的障害者の 6.7%、精神障害者の10.0%が、「相談できるところはない」と回答

② 悩みごとや心配ごとの相談方法（精神障害者のみ）
精神障害者の悩みごとや心配ごとの主な相談方法としては、約6割が「直接あって話す」と回答しており、「電話で話す」人は約2割

③ 障害福祉サービスなどの情報の入手先
福祉サービスなどの情報の入手先は、身体障害者と知的障害者では「市の広報紙」をあげる人が最も多く、精神障害者では「病院・診療所」が最も多い。

④ インターネットの利用状況
身体障害者の約2割、知的障害者の約3割、精神障害者の約3割は、パソコンでインターネットを利用している。

⑤ インターネットの利用目的
インターネットの利用目的は、「必要な情報を得るため」が3障害とも第1位

（８）障害福祉サービスについて

① この１年くらいの間に利用したサービス
身体障害者と知的障害者では「タクシー料金の助成、自動車燃料費の助成」の利用経験が最も高い。一方、精神障害者は、半数近くが福祉サービスを利用していないと回答

② 今後も引き続き、あるいは新たに利用したいと思うサービス
最も利用意向の高いサービスは、身体障害者と知的障害者では「タクシー料金の助成、自動車燃料費の助成」、精神障害者では「病院や診療所のデイケア」。ただし、いずれのサービスも、利用意向が利用経験を上回っている。

③ 必要だと思うサービスを十分利用できているか
必要だと思うサービスを十分に利用できていないと考えている人は、身体障害者の約2割、知的障害者の約4割、精神障害者の2割弱となっている。

④ 必要だと思うサービスを十分利用できていない理由

必要だと思うサービスを十分利用できていない理由としては、「どのようなサービスがあるかわからないから」と回答したサービス利用者が最も多い。

⑤ 障害者自立支援法施行後の障害福祉サービス利用について
障害者自立支援法施行後のサービス利用については、「利用しにくくなったと思う」人のほうが「利用しやすくなったと思う」人より多い。特にその差は知的障害者で大きい。

（9）将来について

① 今後、希望する日中の過ごし方
精神障害者の4人1人は今後「一般企業などで働きたい」、5人に1人は「一般企業等での就労は難しいが、施設内就労したり、生産活動をしながら過ごしたい」と回答

② 将来、暮らしたい場所
知的障害者の24.1%、精神障害者の4.4%は、将来、グループホームやケアホームで暮らしたいと回答している。

③ 西東京市への居住継続意向
身体障害者の7割強、知的障害者の約6割、精神障害者の約5割が、今後も西東京市に住みつづけたいと回答している。

（10）災害対策や消費者被害について

① 災害時の避難場所の認知状況
災害時の避難場所を知っている人の割合は、身体障害者では6割強、知的障害者と精神障害者では5割前後

② 災害に備えて、または災害時に必要だと思う対策
災害に備えて、または災害時に必要な対策としては、3障害とも「避難しやすい避難場所を整備する」ことをあげる人が最も多い。

③ 消費者被害・トラブル等の被害にあった経験・あいそうになった経験
振り込み詐欺にあった（あいそうになった）」人が、身体障害者では5.3%（64人）、知的障害者では0.6%（1人）、精神障害者では7.5%（12人）みられる。

（11）差別や人権侵害について

① 差別や人権侵害を受けていると感じることの有無
知的障害者と精神障害者では、1割以上の人が、障害があることで、差別や人権侵害を受けていると「いつも感じる」と回答している。

② 障害に対する理解を得られていると感じるか
地域で暮らす上で、障害に対する理解を得られていると感じる人は、知的障害者と精神障害者では1割台にとどまっている。

③ 市が特に充実させていけばよいと思う障害者施策
市が特に充実させていけばよいと思う障害者施策は、身体障害者では「福祉のまちづくりを推進する」が1位、知的障害者と精神障害者では「働く場の確保や就労の定着」が1位

6　障害者団体等に対するヒアリング結果概要

1　調査概要

（1）調査対象

市内で活動する障害者団体等　7団体（田無手をつなぐ親の会、西東京市聴覚障害者協会、西東京市重症心身障害児(者)を守る会、西東京市精神障害者家族会、西東京市保谷身体障害者福祉協会、田無身体障害者福祉協会、西東京市保谷手をつなぐ親の会）

（2）調査時期

平成 20 年 7 月～8 月

2　主な調査結果

（1）法改正等に伴うサービス利用の変化

・ デイサービスについては、軽度障害者の利用が多くなった
・ 手話通訳者の依頼が増えた
・ 短期入所等の福祉サービスにおいて、実施主体によって格差が生じている
・ 通院医療費の1割負担
・ 移動支援の支給時間も増え、ヘルパーも利用しやすくなり、外出の機会も増えた

（2）サービス利用に際して支障に感じていること

・ 作業所の移行により、通所できなくなる
・ 手話通訳者の技術的な表現や読み取りに不満がある
・ 通院医療費の1割負担
・ 家に引きこもっているので、サービスの利用もできない
・ 1割負担の利用料が工賃を上回ってしまうこと
・ 学齢以下の幼児期の支援があまりない

（3）使いにくいと感じているサービス

・ 重度障害者の利用が難しい
・ 成年後見制度
・ 児童サービス（待機者の増加による利用日数の減少）

（4）現在、必要としているサービス

・ 「けやき号」運行の継続
・ 診断書料の軽減（行政負担）
・ 福祉手当の支給
・ 機能訓練、作業訓練、外出訓練
・ こどもの発達センターひいらぎでの継続した適応訓練

・ グループホームの支援員と後見人がタイアップして対応できる体制
・ 基本的な訓練を含む調理実習
・ 総合医療ケアセンターの設立、地域の医療機関との連携による継続的ケア

（5）将来について不安に感じていること

・ 作業所の移行と法人の運営
・ 親亡き後、障害者が安心して通所･入所できる施設
・ 手話通訳者のレベルアップが進まないこと
・ 地域での重症児への対応
・ 相談する方法がわからない
・ 一人になったときの交流。訪問看護制度が必要
・ 65 歳を超えたときの福祉センターの利用
・ 在宅で生活できなくなったときの対応
・ 就労支援センターの取り組み
・ 福祉施設の存続（社協施設の今後）
・ 法律の変化

（6）計画に盛り込んでほしい内容

・ 誰でも利用できるケアホームの設置
・ 小規模作業所の存続
・ 手話通訳の無料継続
・ 65 歳以上になっても安心して機能訓練を受けられるように
・ （年齢の高い障害者に対する）デイケアサービス
・ 福祉施設職員に対する保障制度
・ 医療機関との連携
・ 行政の各部署との連携
・ 成年後見制度も含めた人権擁護に対するしくみづくり

西東京市障害者基本計画（平成21年度改定）
第２期西東京市障害福祉計画

平成 21 年 3 月

発　　　　行　　　西東京市福祉部 障害福祉課
〒202-8555
東京都西東京市中町一丁目５番１号
電話　042-464-1311（代表）

西東京市

PRINTED WITH SOYINK
R70